

答 申

1 審査会の結論

埼玉県病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が「電気けいれん療法に関する同意書（〇〇年〇〇月〇〇日付け）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成30年5月22日付けで行った部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

審査請求人は、平成30年4月20日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成30年5月22日付けで本件開示請求についての部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、平成30年6月7日付けで、実施機関に対し本件処分を取り消し、開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成30年7月17日付けで、実施機関から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受理した。

イ 当審査会は、平成30年9月27日、実施機関の職員からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

（省略）

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

「同意者／保護者」の氏名と住所については、条例第17条第3号の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、また、治療を行うためには同意が必要となり、「同意者／保護者」の情報の開示が前提となると同意を得られない可能性が生じ、治療の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、同条第7号に該当する。よって本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、埼玉県〇〇センターが同センターに入院中の審査請求人に対して電気けいれん療法による治療を行うに当たり、患者の判断能力に疑問が残るために、審査請求人以外の第三者から同意を得たことに係る同意書である。

実施機関は、本件開示請求に対して本件対象保有個人情報の一部について条例第17条第3号及び第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分を取り消し、全ての情報について開示を求めているので、以下、不開示部分の条例第17条第3号及び第7号該当性について検討する。

(2) 不開示部分の条例第17条第3号及び第7号該当性について

ア 条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ及びハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

イ 不開示部分には、「同意者／保護者」の氏名及び住所が記載されている。これらは条例第17条第3号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であり、また、

記載した者が、同意書における「同意者／保護者」の氏名及び住所が審査請求人に開示されることを想定しない状況で同意をしたものであることから、同号イ、ロ及びハのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、当該部分是不開示とすることが妥当である。

なお、当該不開示部分については、上記のとおり条例第17条第3号に該当するため、同条第7号該当性については判断するまでもない。

(3) その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

奥 真美、馬場 里美、山本 宜成

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成30年 7月17日	諮問（諮問第155号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
平成30年 9月27日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成30年10月18日	審議
平成30年11月29日	審議
平成30年12月20日	審議
平成31年 1月22日	答申